

議第1号

令和8年度教育委員会基本方針について

令和8年度教育委員会基本方針について、別紙のとおり決定するものとする。

令和8年2月18日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成澤 和 則

令和8年度 鶴岡市教育委員会基本方針

○令和8年度 鶴岡市のめざす教育

鶴岡市は、庄内平野、赤川、出羽三山、朝日連峰、日本海など、美しく実り豊かな自然に恵まれ、城下町として、あるいは、全国でも有数の稲作地帯として、長い歴史の中で人を育て、文化を生み出し、産業を興し、豊かな地域を築きつつ、今日まで発展してきました。

このような歴史・文化・風土を精神的な支えとして、鶴岡市教育委員会は、第7次山形県教育振興計画を踏まえつつ、第2次鶴岡市総合計画のめざす都市像『ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統のまち 鶴岡』の実現を目指します。

そのために、令和6年に策定した「鶴岡市教育大綱」に基づき、教育目標の実現に向けて五つの基本方針の下、鶴岡らしい教育の継承と発展に努めながら様々な取組を進めます。

≪教育目標≫

ふるさと鶴岡を愛し未来をひらく、
いのち輝く人づくり
いのち輝く市民が躍動する環境づくり

≪教育方針≫

- 1 逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進
- 2 市民の多様な学習環境づくりの推進
- 3 豊かな感性を育む文化芸術の振興
- 4 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- 5 教育関係施設の適切な維持管理と最適な配置の推進

令和7年度 鶴岡市教育委員会基本方針**○令和7年度 鶴岡市のめざす教育**

鶴岡市は、庄内平野、赤川、出羽三山、朝日連峰、日本海など、美しく実り豊かな自然に恵まれ、城下町として、あるいは、全国でも有数の稲作地帯として、長い歴史の中で人を育て、文化を生み出し、産業を興し、豊かな地域を築きつつ、今日まで発展してきました。

このような歴史・文化・風土を精神的な支えとして、鶴岡市教育委員会は、第6次山形県教育振興計画(後期計画)を踏まえつつ、第2次鶴岡市総合計画のめざす都市像『ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統のまち 鶴岡』の実現を目指します。

~~そのために、学校・家庭・地域社会が多様性を認め合い、お互いに心を通わせながら学びの教育環境を整え、それぞれの機能を発揮し、個々人の人格の完成をめざし、「教育目標」を設定して、その実現に努めます。~~

そのために、令和6年に策定した「鶴岡市教育大綱」に基づき、教育目標の実現に向けて五つの基本方針の下、鶴岡らしい教育の継承と発展に努めながら様々な取組を進めます。

≪教育目標≫

ふるさと鶴岡を愛し未来をひらく、
いのち輝く人づくり
いのち輝く市民が躍動する環境づくり

≪教育方針≫

- 1 逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進
- 2 市民の多様な学習環境づくりの推進
- 3 豊かな感性を育む文化芸術の振興
- 4 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- 5 教育関係施設の適切な維持管理と最適な配置の推進

議第2号

鶴岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

鶴岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり策定する。

令和8年2月18日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 成澤和則

鶴岡市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画(案)

< 目次 >

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・P.1
2. 目標・・・・・・・・・・P.2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・P.2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・P.2～P.4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・P.4

令和8年 月
鶴岡市教育委員会



1 計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

本計画は、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、教育目標の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的とし、教育職員が、専門性を最大限に発揮して、いきいきと児童生徒の教育に邁進できるような勤務状況に改善するために、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、文部科学大臣の指針及び山形県公立学校における働き方改革プランに基づき策定するものである。

鶴岡市教育目標で掲げる「ふるさと鶴岡を愛し未来をひらく、いのち輝く人づくりいのち輝く市民が躍動する環境づくり」、教育方針で掲げる「逞しさ、優しさ、賢さを育む学校教育の推進」を実現するには、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

働き方改革とは、勤務時間を削減することだけを目的にするのではなく、教育職員が限られた時間の中で最大の成果を出すために、業務の「精選」と「効率化」を推進し、本来担うべき業務に注力できる時間を創出することである。

鶴岡市教育委員会では、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、鶴岡市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2)本市の現状

本市では、山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅱ期・令和5～7年度）で示された教育職員の時間外在校等時間を半期における月平均が80時間を超える教員数0人、年間における月平均が45時間を超える教員数0人という目標を踏まえ、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保を目指して取り組んでいる。

鶴岡市教育委員会は、これまで、時間外在校等時間集計システムを導入し勤務時間管理の徹底を図ったほか、校務支援システムを導入したり学校グループウェアを学校外でも利用できるようにしたりとICT環境を整えることによる業務の適正化や休日部活動の地域展開など、様々な取組を実施した。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る人数		月 80 時間を上回る人数	
		半期	年間	半期	年間
小学校	月 32 時間 41 分	111 人	69人	1 人	0人
中学校	月 31 時間 10 分	76 人	51人	0 人	0人

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数0人
- イ 年間における時間外在校等時間の月平均が45時間を超える教員数0人
- ウ 年間における時間外在校等時間の平均を30時間程度に縮減

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする
【R7 結果 6.6%】
- イ ストレスチェックにおける健康リスクの値を60以下とする（全国平均 100）
【R7 結果 65.8】
- ウ ストレスチェックにおける「働きがいがある」の値を60以上にする
【R7 結果 58.9】

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 基本的には学校以外が担うべき業務

- ① 登下校に関する対応
 - ・ 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察やスクールガードリーダー、青少年育成センター指導員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 児童生徒が補導された時の対応は、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 法的な視点からの指導・助言を要する事案への対応
 - ・ 学校に対する過剰な苦情や不当な要求等については、学校だけで抱え込むことがないように、弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ④ 調査・統計等への回答
 - ・ 調査内容、回答方法等を精査・工夫し、学校における回答に係る事務負担を軽減する。
- ⑤ 校舎の開錠・施錠

- ・ 職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備するため、職員玄関のオートロック化の導入などを検討する。
- ⑥ 児童生徒の休み時間や清掃における対応
 - ・ 休み時間や清掃の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学校の職員等の輪番制や地域ボランティア等の参画により特定の教職員に負担が偏らないようにする。
- ⑦ 部活動
 - ・ すでに行っている部活動の休日地域展開に対する支援の継続と平日部活動の地域展開の推進に関する調査・研究を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑧ 授業準備や学習評価、成績処理
 - ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を積極的に活用するとともに、デジタル技術の活用を促進する。校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用するなど、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ⑨ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、学校教育支援員、スクールソーシャルワーカーを配置し、個に応じた支援の充実を推進する。不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センター「おあしす」の機能強化や校内教育支援センター推進員等による校内教育支援センターの拡充など効果的な支援を促進する。
 - ・ 子育て、福祉等の関係機関と連携・協働し、必要な支援体制を構築する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しや放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有や校務の効率化を図る。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 3カ月連続で1カ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。

- ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 工 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 才 週1日以上の定時退校日の設定と長期休業等の期間中に連続5日間以上の閉校期間の設定を推奨する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を市教育委員会で毎月把握する。また、毎年度、鶴岡市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

議第 3 号

鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則の一部改正について

鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 成 澤 和 則

鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則（令和 2 年鶴岡市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 4 6 年法律第 7 7 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則（令和2年鶴岡市教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(案)

○鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則

令和2年12月17日

教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に基づき学校（鶴岡市立学校設置条例（平成17年鶴岡市条例第85号）に定める小学校及び中学校をいう。以下同じ。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、鶴岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画及び学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、保護者及び地域住民の意見を反映するよう努めるものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校経営方針に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）

(案)

第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

~~(3)~~(4) 組織編成に関すること。

~~(4)~~(5) その他校長が必要と認める事項

- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、次の各号に定める事項を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会を經由し、山形県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見であること。

(2) 特定の個人に対する意見ではなく、学校の運営上の課題に関する意見であること。

- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

- 2 協議会は、毎年度終了後速やかに教育委員会に対し、協議会の運営状況を報告しなければならない。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内で組織する。ただし、第3条第1項の規定により二以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員20人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教

(案)

育委員会が任命する。

- 4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を任命することができる。
- 5 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

（一部改正〔令和3年教委規則4号〕）

（守秘義務等）

第8条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（任期）

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 第7条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

（会議の運営）

第11条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(案)

- 6 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。
- 7 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。
- 8 協議会は、部会等の必要な組織を置くことができる。
- 9 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 10 協議会は、協議の結果について、保護者、地域住民等の理解を促し、主体的な参画及び支援並びに協力を得られるようにするため、保護者、地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(一部改正〔令和3年教委規則4号〕)

(会議の公開)

第12条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供を行うものとする。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 第8条の規定に違反した場合
 - (3) 前2号に定めるほか、解任に相当する事由が認められる場合
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(案)

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月16日教育委員会規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年 月 日教委規則第 号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議第 4 号

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 成 澤 和 則

鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部を改正する規則

鶴岡市立小学校・中学校管理規則（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 1 項」を「前項」に改める。

第 1 4 条中「主幹教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鶴岡市立小学校・中学校管理規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(校外行事)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 小学校及び中学校における対外運動競技又は練習試合は、原則として県の区域内で行うものとし、実施地が県の区域外にあるとき、又は宿泊を要するときは、<u>第1項</u>に準じて教育委員会に届け出なければならない。合宿については、実施地が県の区域内にあると区域外にあるとにかかわらず、同様の手続を経て行うものとする。</p> <p>(職)</p> <p>第14条 学校に校長、教頭、教諭を置き、必要に応じ、次の職を置く。</p> <p>主幹教諭_____、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務総括、事務専門員、事務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、学校栄養主査、主任学校栄養士、学校栄養士、技能主査、技能係長、業務名を冠する技能専門員、技能専門員、技能主任、技能士その他必要な職員</p>	<p>(校外行事)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 小学校及び中学校における対外運動競技又は練習試合は、原則として県の区域内で行うものとし、実施地が県の区域外にあるとき、又は宿泊を要するときは、<u>前項</u>に準じて教育委員会に届け出なければならない。合宿については、実施地が県の区域内にあると区域外にあるとにかかわらず、同様の手続を経て行うものとする。</p> <p>(職)</p> <p>第14条 学校に校長、教頭、教諭を置き、必要に応じ、次の職を置く。</p> <p>主幹教諭、<u>主務教諭</u>、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務総括、事務専門員、事務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、学校栄養主査、主任学校栄養士、学校栄養士、技能主査、技能係長、業務名を冠する技能専門員、技能専門員、技能主任、技能士その他必要な職員</p>

(案)

○鶴岡市立小学校・中学校管理規則

平成17年10月1日
教育委員会規則第13号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 教育活動（第2条—第9条）
- 第3章 教材の取扱い（第10条・第11条）
- 第4章 学期及び休業日（第12条・第13条）
- 第5章 職員（第14条—第27条）
- 第6章 施設設備の管理（第28条—第33条）
- 第7章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、鶴岡市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営に関する基本的事項を定め、学校の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 教育活動

（教育課程の編成）

第2条 学校の教育課程は、校長がこれを編成する。

2 前項の教育課程には、次の事項に関する計画を含むものとする。

- (1) 当該年度における教育指導の重点
- (2) 年間及び月ごとの授業日数並びに主要行事
- (3) 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間数並びにそれらの月又は週ごとの年間配分
- (4) 授業終始の時刻及び一単位時間の長さ
- (5) 日課表

第3条 校長は、前条の教育課程について、毎年4月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は、当該年度終了後翌年度4月末日までに、その実施状況を教育委員会に報告しなければ

(案)

ばならない。

(校外行事)

第4条 校長は、教育活動の一環として実施する修学旅行、水泳、キャンプ、登山その他これらに類する校外行事について、実施地が県の区域外にあるとき、又は宿泊を要するときは、実施計画書を添えて、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

2 小学校及び中学校における対外運動競技又は練習試合は、原則として県の区域内で行うものとし、実施地が県の区域外にあるとき、又は宿泊を要するときは、~~第1項前項~~に準じて教育委員会に届け出なければならない。合宿については、実施地が県の区域内にあると区域外にあるとにかかわらず、同様の手続を経て行うものとする。

(一部改正〔平成27年教委規則11号〕)

(修学旅行)

第5条 修学旅行は、在学中1回に限り、小学校においては2日以内、中学校においては4日以内で行うことができる。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会の承認を得て、日数を増すことができる。

(学校以外の施設の利用)

第6条 校長は、教育上の必要により、7日以上にわたって、学校の施設以外の施設を利用しようとするときは、次の事項を記載して、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 利用目的
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 利用期間
- (4) 学年、児童及び生徒数

(出席停止)

第7条 教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、その保護者に対し、児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

- (1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 校長は、前項の規定に該当すると認める児童又は生徒がある場合は、その旨を文書で速やか

(案)

に教育委員会に報告しなければならない。

- 3 教育委員会は、第1項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ出席停止を命じようとする児童又は生徒及びその保護者の意見を聴取するとともに、保護者に対して理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 4 教育委員会は、出席停止を命じた児童生徒の状況により、期間を短縮できるものとする。
- 5 第2項及び第3項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 6 教育委員会は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第4項の規定による学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

（一部改正〔平成20年教委規則4号〕）

第8条 校長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づき、児童又は生徒に出席停止を命じた場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（一部改正〔平成21年教委規則1号〕）

（児童・生徒の事故）

第9条 校長は、児童及び生徒の傷害、死亡、感染症又は集団的疾患その他の異例の事故が発生したときは、直ちに、その事情を教育委員会に連絡し、かつ、後日文書をもって報告しなければならない。

（一部改正〔平成21年教委規則1号〕）

第3章 教材の取扱い

（準教科書等）

第10条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を使用する場合は、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

第11条 校長は、学年又は学級若しくは特定の集団の教材として、計画的かつ継続的に教科書又は準教科書と併せて使用する副読本及び長期休業中の学習帳を使用する場合は、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

第4章 学期及び休業日

（学期）

第12条 学期は、次のとおりとする。ただし、学校運営上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、学期の始業日及び終業日を変更することができる。

(案)

1 学期 4月1日から7月31日まで

2 学期 8月1日から12月31日まで

3 学期 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、学期を次の2学期にすることができる。ただし、休業日とのかかわりで1学期の終業日及び2学期の始業日を変更することができる。

1 学期 4月1日から9月30日まで

2 学期 10月1日から3月31日まで

(一部改正〔令和2年教委規則5号〕)

(休業日)

第13条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条又はこれを準用する第79条の規定により教育委員会で定める日とされている休業日は、次のとおりとする。

(1) 夏季、秋季、冬季、年末、年始、学年末及び学年始において校長の定める日

(2) 前号に掲げるもののほか、特に校長が必要と認め、教育委員会の承認を得た日

2 前項第1号の休業日は、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

3 教育上やむを得ない理由があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業日に休業し、休業日に授業を行うことができる。

4 学校教育法施行規則第63条又はこれを準用する第79条の規定による報告には、次の事項を記載するものとする。

(1) 理由

(2) 期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(一部改正〔平成20年教委規則4号〕)

第5章 職員

(職)

第14条 学校に校長、教頭、教諭を置き、必要に応じ、次の職を置く。

主幹教諭、**主務教諭**、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務総括、事務専門員、事務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、学校栄養主査、主任学校栄養士、学校栄養士、技能主査、技能係長、業務名を冠する技能専門員、技能専門員、技能主任、技能士その他必要な職員

(案)

(一部改正〔平成21年教委規則1号・7号・23年10号・28年4号・29年3号・令和6年2号〕)

(職務)

第15条 前条に規定する職の職務は、法令に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 事務総括は、事務について校長を助け、庶務及び会計事務を総括し、特に困難な事務をつかさどる。
- (2) 事務専門員は、事務について校長を助け、庶務及び会計事務を処理し、特に困難な事務をつかさどる。
- (3) 事務主査は、事務について校長を助け、特に困難な事務をつかさどる。
- (4) 主査は、上司の命を受け、困難な事務をつかさどる。
- (5) 主任主査は、上司の命を受け、特定事項に関する事務をつかさどる。
- (6) 主任主事は、上司の命を受け、高度の知識経験を必要とする事務をつかさどる。
- (7) 副主任は、上司の命を受け、担当事務をつかさどる。
- (8) 主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。
- (9) 学校栄養主査は、学校給食における栄養に関する業務について校長を助け、当該業務を処理する。
- (10) 主任学校栄養士は、学校給食における栄養に関する業務を担当する。
- (11) 学校栄養士は、学校給食における栄養に関する業務に従事する。
- (12) 技能主査、技能係長、業務名を冠する技能専門員、技能専門員及び技能主任は、上司の命を受け、学校の環境の整備及び学校給食その他の用務を処理する。
- (13) 技能士は、上司の命を受け、学校の環境の整備及び学校給食その他の用務に従事する。

(一部改正〔平成21年教委規則7号・23年10号・28年4号・29年3号・31年1号・令和6年2号〕)

(校務分掌)

第16条 校長は、校務分掌を定め、所属の職員に分掌を命ずるものとする。

(学級編制等)

第17条 校長は、山形県教育委員会に届け出た学級数に基づいて学級を編制するものとする。

- 2 校長は、学級を担当する教員及び教科を担当する教員を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成24年教委規則14号〕)

(案)

(教務主任等)

第18条 学校に教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、学年主任については、別に定める学校にあつては、この限りでない。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

5 第1項に規定する主任等は、当該学校の教諭（保健主事にあつては、教諭及び養護教諭）のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(生徒指導主事等)

第19条 中学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、前条第5項の規定を準用する。

(その他の主任等)

第20条 学校においては、この規則に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項の主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(分校主任)

第21条 分校に分校主任を置く。

2 分校主任は、校長の監督を受け、分校の校務をつかさどる。

3 分校主任の発令については、前条第2項の規定を準用する。

(職員会議)

第22条 学校に職員会議を置く。

2 前項の職員会議について必要な事項は、校長が定める。

(学校評議員)

第23条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

(案)

(在校等時間)

第23条の2 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

(追加〔令和6年教委規則2号〕)

(休暇)

第24条 校長及び職員の有給休暇は、校長にあつては教育長、職員にあつては校長が承認する。

2 校長は、年次有給休暇を承認しようとするときは、学校教育活動の正常な運営を妨げない範囲で行わなければならない。

3 校長は、引き続き10日以上の有給休暇を承認した場合は、教育長に報告しなければならない。

(出張)

第25条 校長又は職員の出張は、校長が命ずる。

2 校長が県外出張又は6日以上にわたる県内出張をしようとするときは、教育長の承認を受け

(案)

なければならない。ただし、修学旅行の引率者として出張する場合は、この限りでない。

3 校長又は職員が外国に出張する場合は、1箇月前までに、教育委員会の承認を受けなければならない。

(校長及び職員の事故)

第26条 校長又は職員の傷害、死亡その他の異例の事故が発生したときは、校長は、事故者の職氏名、事故の原因及び年月日を記し、直ちに、教育委員会に届け出なければならない。

(事務引継)

第27条 校長が休職、退職又は他の学校への転出を命ぜられたときは、速やかに、次の事項について引継書を作成し、後任者に引き継ぎ、連署の上、教育委員会に届け出なければならない。

(1) 法定表簿

(2) 教育課程

(3) 職員の人事資料

(4) 財産、施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）

(5) 未了、未着手その他の懸案事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要事項

2 職員が休職、退職又は他の学校に転出を命ぜられたときは、速やかに、担当の事務及びその保管する文書、物品を後任者に引き継ぎ、校長の承認を受けなければならない。

第6章 施設設備の管理

(管理の責任)

第28条 校長は、学校の施設設備を管理し、その整備に努めなければならない。

2 職員は、校長の定めるところにより、学校の施設設備の管理を分掌するものとする。

(施設設備台帳)

第29条 校長は、施設設備台帳を整備し、常にその現有状況を明らかにしておかなければならない。

(損傷亡失の報告)

第30条 校長は、風水害、火災、盗難その他により学校の施設設備の全部又は一部を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに、教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(貸与)

第31条 校長は、学校教育上支障がないと認める場合は、学校の施設設備の利用に関する規定に従い、学校の施設設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。ただし、4

(案)

日以上にわたる長期の利用又は異例の利用の場合には、あらかじめ、教育委員会の指示を受けなければならない。

(非常災害対策及びその防止)

第32条 校長は、毎年度始め、非常災害の対策及びその防止について計画し、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 校内の火災予防対策

(2) 児童及び生徒の避難対策

(3) 重要書類及び備品等の搬出方法

(休業日等における学校の管理)

第33条 休業日及び正規の勤務時間以外における学校の管理については、教育委員会が別に定める。

第7章 雑則

(その他)

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市立小学校・中学校管理規則（昭和32年鶴岡市教育委員会規則第3号）、藤島町立小中学校管理規則（昭和32年藤島町教育委員会規則第1号）、羽黒町立小中学校管理規則（昭和32年羽黒町教育委員会規則第1号）、櫛引町立小中学校管理規則（昭和32年櫛引町教育委員会規則第5号）、朝日村立小中学校管理規則（昭和51年朝日村教育委員会規則第2号）又は温海町立小・中学校管理規則（昭和32年温海町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月26日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月20日教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(案)

附 則 (平成21年3月31日教委規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日教委規則第10号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月25日教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鶴岡市立小学校・中学校管理規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年6月17日教委規則第11号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日教委規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日教委規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日教委規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月26日教委規則第5号)

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日教委規則第2号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年 月 日教委規則第 号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議第 5 号

鶴岡市立学校プール管理規則の一部改正について

鶴岡市立学校プール管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

鶴岡市教育委員会教育長 成 澤 和 則

鶴岡市立学校プール管理規則の一部を改正する規則

鶴岡市立学校プール管理規則（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号中「上下水道部」を「庄内広域水道企業団」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鶴岡市立学校プール管理規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第35号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(維持管理)</p> <p>第5条 学校長は、プールの維持管理について、次の事項に充分留意しなければならない。</p> <p>(1) 制水弁は、前条のプール開設時前に教育委員会が<u>上下水道部</u>に依頼して開栓する。</p> <p>(2) 止水弁は、<u>上下水道部</u>の指導を受け、学校長の指定した職員が開閉操作に当たる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 換水する場合は、教育委員会及び<u>上下水道部</u>に連絡し、調整のうえ行うものとする。ただし、火災発生時その他緊急事態が発生した場合又は附近の地域の給水に著しく支障をきたした場合は、換水を一時中止しなければならない。</p> <p>(5) 開設期間が終了したときは、教育委員会は、<u>上下水道部</u>に依頼して制水弁を閉栓する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(維持管理)</p> <p>第5条 学校長は、プールの維持管理について、次の事項に充分留意しなければならない。</p> <p>(1) 制水弁は、前条のプール開設時前に教育委員会が<u>庄内広域水道企業団</u>に依頼して開栓する。</p> <p>(2) 止水弁は、<u>庄内広域水道企業団</u>の指導を受け、学校長の指定した職員が開閉操作に当たる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 換水する場合は、教育委員会及び<u>庄内広域水道企業団</u>に連絡し、調整のうえ行うものとする。ただし、火災発生時その他緊急事態が発生した場合又は附近の地域の給水に著しく支障をきたした場合は、換水を一時中止しなければならない。</p> <p>(5) 開設期間が終了したときは、教育委員会は、<u>庄内広域水道企業団</u>に依頼して制水弁を閉栓する。</p> <p>2 (略)</p>

(案)

○鶴岡市立学校プール管理規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第35号

改正 平成26年11月17日教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、学校プール（以下「プール」という。）の使用管理に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑なる運営を図ることを目的とする。

(管理の責任)

第2条 鶴岡市立小学校・中学校管理規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第13号）第28条の規定に従い、小中学校長（以下「学校長」という。）は、プールの管理及び整備に努めなければならない。

(使用の対象)

第3条 プールを使用できる者は次に掲げる者とする。

- (1) 市内小中学校児童生徒
- (2) 前号以外の者で学校長が教育委員会と協議のうえ許可した者

(開設期間)

第4条 開設期間は、毎年6月中旬から9月中旬までの間とし、あらかじめ教育委員会と協議のうえ、学校長が定める。ただし、学校長が必要と認める場合は、教育委員会と協議のうえ、変更することができるものとする。

(維持管理)

第5条 学校長は、プールの維持管理について、次の事項に充分留意しなければならない。

- (1) 制水弁は、前条のプール開設時前に教育委員会が上下水道部庄内広域水道企業団に依頼して開栓する。
- (2) 止水弁は、上下水道部庄内広域水道企業団の指導を受け、学校長の指定した職員が開閉操作に当たる。
- (3) 換水は、衛生的な見地から学校長の指定した職員が行う。
- (4) 換水する場合は、教育委員会及び上下水道部庄内広域水道企業団に連絡し、調整のうえ行うものとする。ただし、火災発生時その他緊急事態が発生した場合又は附近の地域の給水に著しく支障をきたした場合は、換水を一時中止しなければならない。
- (5) 開設期間が終了したときは、教育委員会は、上下水道部庄内広域水道企業団に依頼して制

(案)

水弁を閉栓する。

2 学校長は、常に衛生管理に留意しなければならない。

(一部改正〔平成26年教委規則9号〕)

(管理日誌)

第6条 学校長は、プールの使用管理に関し、学校プール使用管理日誌を備えなければならない。

(使用上の留意事項)

第7条 学校長は、プール開設期間中の衛生、安全及び使用区分等について、細部の留意事項を定め、その周知徹底を図らなければならない。

(その他)

第8条 学校長は、この規則に定めのない事項については、教育委員会と協議のうえ決定する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月17日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 年 月 日教委規則第 号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。